

浜松市条例第9号

浜松市龍山入浴施設条例の一部を改正する条例

浜松市龍山入浴施設条例（平成17年浜松市条例第189号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市民の<u>健康増進</u>に資するため設置する入浴施設について必要な事項を定める。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>利用区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>市内に住所を有する者及び</td><td>円</td></tr><tr><td>につき</td><td>100</td></tr><tr><td>市内に通勤又は通学する者</td><td>200</td></tr><tr><td>につき</td><td></td></tr><tr><td>上記に掲げる者以外の者</td><td>410</td></tr><tr><td>につき</td><td></td></tr><tr><td></td><td>830</td></tr><tr><td>につき</td><td></td></tr></tbody></table> <p>備考（略）</p>	利用区分	金額	市内に住所を有する者及び	円	につき	100	市内に通勤又は通学する者	200	につき		上記に掲げる者以外の者	410	につき			830	につき		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市民の<u>健康の増進及び中山間地域の交流の促進</u>に資するため設置する入浴施設について必要な事項を定める。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>利用区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>小人 1人1回につき</td><td>200円</td></tr><tr><td>大人 1人1回につき</td><td>300円</td></tr></tbody></table> <p>備考（略）</p>	利用区分	金額	小人 1人1回につき	200円	大人 1人1回につき	300円
利用区分	金額																								
市内に住所を有する者及び	円																								
につき	100																								
市内に通勤又は通学する者	200																								
につき																									
上記に掲げる者以外の者	410																								
につき																									
	830																								
につき																									
利用区分	金額																								
小人 1人1回につき	200円																								
大人 1人1回につき	300円																								

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(あらまし)

この条例は、浜松市龍山入浴施設の使用料の見直しを行うほか、所要の整備を行うものです。